## 1. 「前照灯の性能に関する適合性の確認方法」関係 <ご意見>

国等(自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会)の行う検査と、民間(指定、認証工場)の行う検査との間に、整合性がとれていない状況が見受けられるので改善を願う。

理由:近年多種多様な形態・性能の前照灯が開発されている。また、検査についても走行用前照灯(ハイビーム)での検査とすれ違い用前照灯(ロービーム)での検査が混在している。

この様な状況の中、国等が行う検査では新型の自動追尾型のテスターが採用され、検査業務効率化に効果を上げておられる事と思うが、一方で民間の所有するテスターでの測定調整結果との間に大きな差異が発生する状況が見受けられ、いわゆる再検率が急上昇し混乱を招いている。

民間では、多くの工場で手動式のテスターでの測定調整が行われている。

手動式の場合は、検査者が肉眼で車両のヘッドライトにマークされている中心点位置と、テスターの中心点を正確に合わせて測定調整を行うため、時間的には若干長くかかる可能性があるが、非常に精度の高い結果が得られていると思われる。

このように、同じ基準での検査を、同じ基準で校正されたテスターで行った 結果に大きな差異が発生することは、国等の行う検査に対する不信感を招くだ けでなく、民間活力の活用により指定整備工場の増加を目指す中で、指定取得 を困難にすることとなり、国の方針に逆行する結果を招くと考えられる。

以上の点から、国等の行う検査と民間の行う検査との間に差異が生じないような、改善策を行われることを要望する。

なお、民間の所有するテスターは相当の長期間買い換えを行わないため、国 等のテスター及び検査確認方法を変更することは、現在より更に再検率を助長 することとなりかねないため、慎重な対応をお願いする。

## 〈見解〉

前照灯の性能に関する適合性の確認方法については、近年の前照灯の技術の 進歩に伴って多様化しそれに対応した見直しが必要となっています。

このため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14 年国土交通省告示第619 号、以下「細目告示」という。)と自動車検査独立行政法人及び軽自動車検査協会(以下「検査機関」という。)が行う適合性の確認方法の見直しを行い、細目告示では前照灯の性能に関する要件のみとし、検査機関が行う適合性の確認方法(検査の実施方法)については、自動車検査独立行政法人にあっては、自動車検査独立行政法人にあっては、自動車検査独立行政法人にあっては、自動車検査独立行政法人法(平成11 年法律第218 号)第13 条に定める事務規程、軽自動車検査協会にあっては、道路運送車両法(昭和26 年法

律第185 号) 第76 条の30 に定める検査事務規程のみに整理することとしました。これにより、検査機関に適した柔軟な運用ができることとなります。

また、検査機関の定める事務規程等では、現在所有するテスターを買い換えるような変更を行うとは聞いておりません。